

令和元年度第 1 四半期における専決処理について（概要）

令和元年 10 月 23 日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和元年度第 1 四半期における専決処理案件は、合計 202 件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（190 件）

- （1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 12 件（別表 1～12）**
例：原子燃料工業株式会社熊取事業所の保安規定の変更認可（別表 1）
- （2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 100 件**
（別表 13～112）
例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更認可（別表 14）
- （3）実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係 2 件**
（別表 113～114）
例：関西電力株式会社高浜発電所第 1 号機のうち緊急時対策所（1・2・3・4 号機共用）に係る使用承認（別表 113）
- （4）溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係 8 件（別表 115～122）**
例：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査の評定（別表 115）
- （5）核燃料物質の使用の変更の許可関係 5 件（別表 123～127）**
例：住友電気工業株式会社 大阪製作所における核燃料物質の使用許可（別表 123）
- （6）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 3 件**
（別表 128～130）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所における保安規定の変更の認可（別表 128）
- （7）核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 40 件**
（別表 131～170）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可（別表 132）

(8) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 11 件(別表 171~181)

例：株式会社ジェー・シー・オー東海事業所の計量管理規定の変更認可(別表 171)

(9) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 8 件(別表 182~189)

例：共用プール建屋廃液移送系の一部の記載の追加に係る実施計画の変更認可(別表 182)

(10) 東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係
1 件(別表 190)

例：福島第一原子力発電所のうち汚染水処理設備等中低濃度タンク多核種処理水貯槽(G6 エリア 38 基)等の一部使用承認(別表 190)

2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係(12件)

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 11 件

(別表 191~201)

例：岡山理科大学 今治キャンパスの放射線発生装置の使用許可(別表 191)

(12) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1 件(別表 202)

例：勝田病院に係る法人の合併の認可(別表 202)

令和元年度第1四半期における専決処理について

令和元年10月23日
原子力規制庁

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による核燃料物質の加工施設に関する保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核燃料物質の加工施設に関する保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所)	○平成26年4月18日付け(平成31年1月31日付け及び平成31年4月26日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、新規制基準対応のため、核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した、火災及び爆発、火山活動、その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故等発生時の加工施設の保全活動に関する措置等の反映に伴う、熊取事業所に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業変更許可申請書に追加された保全活動に関する措置の内容について、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和元年6月11日に認可。	核燃料施設審査部門
2		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(近畿大学原子力研究所)	○平成30年12月26日付け(平成31年3月8日付けで一部補正)で、学校法人近畿大学から、①保安検査における指摘事項の対応、②運用上の必要事項の明確化、③記載の適正化を行うための保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更内容はいずれも、記載内容の明確化と組織体制の見直しに合わせた修正等であることから、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○平成31年4月23日に認可。	研究炉等審査部門
3			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○平成30年11月8日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)のJMTRタンクヤードの廃液タンク及び廃液配管の一部取替えに対応する漏えい警報装置の追加に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、施設定期自主検査の対象として追加される警報装置、水位計及び当該検査の内容、頻度等が規定されるとともに、警報の設定値や警報が発報した場合の措置が明記されていることから、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年5月13日に認可。	研究炉等審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年1月29日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所の燃料取替用水タンク取替工事に伴う管理区域の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域の設定が適切に行われ、これに基づいて保安規定の管理区域図が適切に変更されること、また、変更後の管理区域において、保安規定に基づき管理区域の管理に必要な措置等を実施するとしていることを確認。 ○平成31年4月25日に認可。	実用炉審査部門
5			発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○平成30年6月18日付け(平成31年4月25日付けで一部補正)で、北海道電力株式会社から、泊発電所1号炉の長期保守管理方針(冷温停止状態維持を前提とした、運転開始後30年の経過に伴う高経年化技術評価に基づくもの)の追加に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、最新の高経年化技術評価を踏まえ、適切に長期保守管理方針が追加されたものであることを確認。 ○令和元年5月27日に認可。	実用炉審査部門
6			発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○平成31年3月1日付けで、東北電力株式会社から、女川原子力発電所の組織整備(「防災課長」を新設するとともに、「環境・化学課長」と「放射線管理課長」を「放射線管理課長」に統合し、また、「共用設備課長」及び「大規模改良課長」を廃止するもの)及び記載の適正化に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認。 ○令和元年6月3日に認可。	実用炉審査部門

7	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○平成31年3月1日付けで、東北電力株式会社から、東通原子力発電所の組織整備(「防災課長」を新設するもの)及び記載の適正化に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認。 ○令和元年6月3日に認可。	実用炉審査部門
8	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年2月27日付け(令和元年5月21日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所の組織変更(原子力部長及び原子燃料部長に分かれている本店組織を原子力部長に統合、廃止措置室長の新設等)に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認。 ○令和元年6月4日に認可。	実用炉審査部門
9	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)	○平成31年3月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、東海発電所の組織改正(土木建築室の設置等)に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認。 ○令和元年6月11日に認可。	実用炉審査部門
10	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年3月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の組織改正(土木建築室の設置等)に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認。 ○令和元年6月11日に認可。	実用炉審査部門
11	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成30年6月20日付け(平成31年1月18日、平成31年4月8日及び令和元年5月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、高浜発電所の緊急時対策所の移転に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、緊急時対策所の移転に伴う運用の変更が適切に反映され、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動に支障が生じないこと等を確認。 ○令和元年6月21日に認可。	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年3月8日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所の中央制御室の居住性を確保するための対応に関連する手順、運転上の制限等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限等が定められていること等を確認。 ○令和元年6月25日に認可。	実用炉審査部門

13	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○平成30年12月25日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	○平成30年12月25日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、平成31年4月4日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	○平成31年1月28日付けで、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	○平成31年1月28日付けで、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○平成31年1月29日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	○平成31年1月29日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社熊取事業所)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

30	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年5月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年5月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所原子炉施設)	○平成31年1月30日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する	核物質防護規定の変更認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所原子炉施設)	○平成31年1月30日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学原子力研究所原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

40	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学原子力研究所原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
46	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
47	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年1月22日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
48	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年1月22日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、平成31年4月4日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
49	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社志賀発電所)	○平成31年1月29日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

50	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北陸電力株式会社志賀発電所)	○平成31年1月29日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、平成31年4月4日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
51	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年3月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年3月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
53	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成31年3月8日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

54	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成31年3月8日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
55	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年3月15日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
56	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年3月15日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
57	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年3月20日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

58	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年3月20日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
59	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年3月15日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
60	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年3月15日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
61	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年3月29日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

62	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年3月29日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
63	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○平成31年2月4日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
64	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○平成31年2月4日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
65	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
66	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

67	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
68	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
69	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
70	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
71	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
72	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

73	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○平成31年1月30日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
74	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○平成31年1月30日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
75	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
76	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
77	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
78	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

79	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
80	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
81	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
82	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年1月31日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
83	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年2月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
84	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年2月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

85	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
86	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○平成31年1月29日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
87	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
88	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
89	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
90	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成31年2月4日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

91	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年1月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
92	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年1月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
93	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	○平成31年1月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
94	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	○平成31年1月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
95	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(電源開発株式会社大間原子力発電所)	○平成31年1月31日付けで、電源開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
96	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(電源開発株式会社大間原子力発電所)	○平成31年1月31日付けで、電源開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

97	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
98	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
99	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
100	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん原子炉施設)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
101	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)	○平成31年2月1日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
102	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)	○平成31年2月1日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

103	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○平成31年1月31日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
104	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○平成31年1月31日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
105	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
106	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
107	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
108	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年5月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

109		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
110		原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設)	○平成31年2月1日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
111		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設)	○平成31年2月1日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
112		原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設)	○平成31年2月1日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
113	実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	関西電力株式会社高浜発電所第1号機のうち緊急時対策所(1・2・3・4号機共用)に係る使用承認について	○令和元年6月24日付けで、関西電力株式会社から、高浜発電所第1号機設備のうち緊急時対策所(1・2・3・4号機共用)に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年6月28日に承認。	専門検査部門
114		実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	関西電力株式会社高浜発電所第3号機のうち燃料油貯油そう(重大事故等時のみ3・4号機共用)に係る使用承認について	○令和元年6月24日付けで、関西電力株式会社から、高浜発電所第3号機設備のうち燃料油貯油そう(重大事故等時のみ3・4号機共用)に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年6月28日に承認。	専門検査部門

115	溶接事業者検査等の実施体制に係る評価関係	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評価に関する事。	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○平成30年11月19日付け(平成31年3月19日付けで申請の内容を変更する届出)で、東京電力ホールディングス株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第2号機原子炉格納容器の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年5月27日に評価。	専門検査部門
116	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)		○平成30年7月17日付け(平成30年8月24日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年10月10日付け(平成30年12月25日及び平成31年3月20日付けをもって申請の内容を変更する届出)及び平成31年1月15日付け(平成31年2月8日付けをもって申請の内容を変更する届出)で、東京電力ホールディングス株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第7号機不活性ガス系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年5月27日に評価。	専門検査部門	
117	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)		○平成30年11月30日付け(平成31年2月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機低温再熱蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年5月27日に評価。	専門検査部門	
118	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(関西電力株式会社美浜発電所)		○平成30年8月31日付け(平成30年11月30日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成30年11月30日付けで、関西電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機C-ガス減衰タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年5月27日に評価。	専門検査部門	
119	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(関西電力株式会社高浜発電所)		○平成29年12月6日付け(平成30年1月12日、平成30年7月6日、平成30年8月10日、平成30年12月17日及び平成31年1月11日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年3月2日付け(平成30年7月6日及び平成30年11月12日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年9月27日付け(平成30年11月12日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年11月30日付け(平成31年2月28日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成30年12月17日付け(平成31年3月13日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第1号機復水タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年5月27日に評価。	専門検査部門	

120		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	<p>○平成29年5月31日付け(平成29年9月27日、平成29年12月18日、平成30年7月4日及び平成30年12月4日付けで申請の内容を変更する届出)で、東北電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第2号機非常用ガス処理系配管の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和元年5月27日に評定。</p>	専門検査部門	
121		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	<p>○平成30年3月16日付け(平成30年6月29日、平成30年8月30日及び平成30年11月30日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年5月31日付け(平成30年6月29日、平成30年8月30日及び平成30年11月30日付けをもって申請の内容を変更する届出)及び平成30年11月30日付けで、九州電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第1号機代替注入ポンプ等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和元年5月27日に評定。</p>	専門検査部門	
122		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	<p>○平成29年5月30日付け(平成29年7月3日、平成29年12月12日、平成30年10月11日及び平成30年12月5日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年12月20日付け及び平成31年1月24日付けで、中国電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第2号機所内蒸気系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和元年5月27日に評定。</p>	専門検査部門	
123	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(住友電気工業株式会社 大阪製作所)	<p>○平成30年12月5日付け(平成31年2月27日付け一部補正)で、住友電気工業株式会社から、伊丹製作所において貯蔵していた硝酸トリウムを大阪製作所において貯蔵すること及び大阪製作所における保管廃棄施設の一部廃止に伴う使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、硝酸トリウムを大阪製作所で貯蔵することについては、貯蔵容器に封入した上で貯蔵箱に収納し貯蔵施設に貯蔵するとしていること、保管廃棄施設の一部廃止については、当該保管廃棄施設では既に放射性廃棄物を保管しておらず、汚染がないこと等から、核燃料物質の適切な閉じ込め、遮へい性能等を有しており、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。</p> <p>○令和元年5月9日に許可。</p>	研究炉等審査部門
124		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	<p>○平成30年12月28日付け(平成31年3月5日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)における使用の目的に貯蔵容器の開封点検を加えること等に伴う使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、貯蔵容器の開封点検をセル内で行うとしていること、安定化処理をセル又はグローブボックス内で行うとしていること、開封点検等に伴う核燃料物質の種類及び取扱量が既許可の範囲内であること等から、核燃料物質の適切な閉じ込め、遮へい性能等を有しており、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。</p> <p>○令和元年5月9日に許可。</p>	研究炉等審査部門	

125			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区))	○平成30年12月28日付け(平成31年3月5日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)における使用の目的に貯蔵容器の開封点検を加えること等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、大洗研究所(南地区)で開封点検を行った貯蔵容器の安定化処理等を同研究所(北地区)のグローブボックス内で行うとしていること、核燃料物質の種類及び取扱量が既許可の範囲内であること等から、核燃料物質の適切な閉じ込め、遮へい性能等を有しており、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。 ○令和元年5月9日に許可。	研究炉等審査部門
126			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター)	○平成30年11月30日付け(平成31年3月26日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センターにおける、気体廃棄施設のうち第3系統の気体廃棄施設の撤去等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、第3系統撤去後はその廃棄を第2系統から排気し、負圧を維持するとしていること等から、核燃料物質の適切な閉じ込め、遮へい性能等を有しており、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。 ○令和元年6月4日に許可。	研究炉等審査部門
127			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (日本核燃料開発株式会社)	○平成30年11月21日付け(平成31年3月27日付け一部補正)で、日本核燃料開発株式会社から、低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)の新設等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)の新設等について、新設する低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)が遮蔽計算の結果、適切な遮蔽能力を有しているとしていること等から、核燃料物質の適切な閉じ込め、遮へい性能等を有しており、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。 ○令和元年6月4日に許可。	研究炉等審査部門
128	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○平成31年2月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所における、ウランマグノックス用鉛セル解体撤去に伴う、保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、本申請の内容が解体撤去したウランマグノックス用鉛セルに係る規定を削除するものであり、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年5月9日に認可。	研究炉等審査部門
129			核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	○平成30年12月28日付け(平成31年3月15日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)における、貯蔵容器の開封点検等に係る使用変更許可申請を踏まえた記載の追加等に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、貯蔵容器の開封点検等の規定に係る責任者が明確になっていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年5月13日に認可。	研究炉等審査部門
130			核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区))	○平成30年11月8日付け(平成31年3月15日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)における、貯蔵容器の開封点検等に係る使用変更許可申請を踏まえた記載の追加等に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、貯蔵容器の開封点検等の規定に係る責任者が明確になっていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年5月13日に認可。	研究炉等審査部門

131	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
132		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年5月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
133		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
134		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年5月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
135		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年3月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

136	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年3月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
137	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
138	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
139	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば第二事業所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
140	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば第二事業所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

141	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
142	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等)	○平成31年1月30日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
143	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院先導原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人東京工業大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
144	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院先導原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人東京工業大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
145	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

146	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
147	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
148	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月1日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
149	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
150	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

151	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
152	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
153	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
154	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
155	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

156	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
157	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
158	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
159	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
160	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

161	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
162	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
163	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
164	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
165	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

166	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
167	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
168	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
169	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、三菱電機株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
170	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等)	○平成31年2月5日付けで、三菱電機株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
171	国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること(重要なものを除く。)	計量管理規定の変更の認可について(株式会社ジェー・シー・オー東海事業所)	○平成31年3月12日付けで、株式会社ジェー・シー・オーから、住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センター管理区域のJCOへの統合に伴う変更等に伴う東海事業所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センター管理区域のJCOへの統合等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○平成31年4月16日に認可。	保障措置室

172	計量管理規定の変更の認可について（三菱ケミカル株式会社横浜研究所）	○平成31年3月1日付けで、三菱ケミカル株式会社から、事業所名称の変更等に伴う横浜研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月17日に認可。	保障措置室
173	計量管理規定の変更の認可について（大同特殊鋼株式会社技術開発研究所）	○平成31年3月1日付けで、大同特殊鋼株式会社から、事業所名称の変更等に伴う技術開発研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月17日に認可。	保障措置室
174	計量管理規定の変更の認可について（三菱ケミカル株式会社鶴見研究所）	○平成31年3月25日付けで、三菱ケミカル株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う鶴見研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月17日に認可。	保障措置室
175	計量管理規定の変更の承認について（国立大学法人金沢大学学際科学実験センターアイントーブ理工系研究施設）	○平成31年3月29日付けで、国立大学法人金沢大学から、関係法令等の追加等に伴う学際科学実験センターアイントーブ理工系研究施設の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、関係法令等の追加等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月29日に承認。	保障措置室
176	計量管理規定の変更の承認について（国立大学法人金沢大学環日本海域環境研究センター低レベル放射能実験施設）	○平成31年3月29日付けで、国立大学法人金沢大学から、関係法令等の追加等に伴う環日本海域環境研究センター低レベル放射能実験施設の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、関係法令等の追加等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月29日に承認。	保障措置室
177	計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所）	○平成31年2月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料物質の使用の変更の許可に伴う変更等に伴う原子力科学研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質の使用の変更の許可に伴う変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月31日に認可。	保障措置室
178	計量管理規定の変更の認可について（日本製鉄株式会社八幡製鉄所）	○平成31年4月4日付けで、日本製鉄株式会社から、事業所名称の変更等に伴う八幡製鉄所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年5月31日に認可。	保障措置室
179	計量管理規定の変更の承認について（防衛省防衛装備庁先進技術推進センター）	○平成31年4月5日付けで、防衛省から、関係法令の追加等に伴う防衛装備庁先進技術推進センターの計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、関係法令の追加等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年6月13日に承認。	保障措置室

180			計量管理規定の変更の認可について（日鉄ステンレス株式会社製造本部衣浦製造所）	○令和元年5月23日付けで、日鉄ステンレス株式会社から、事業所名称の変更等に伴う製造本部衣浦製造所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年6月18日に認可。	保障措置室
181			計量管理規定の変更の認可について（四国電力株式会社伊方発電所）	○令和元年5月23日付けで、四国電力株式会社から、組織改正に伴う計量管理責任者の変更等に伴う伊方発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理責任者の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年6月24日に認可。	保障措置室
182	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年6月13日付け（平成30年10月24日付け、平成31年2月27日付け及び平成31年3月27日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、共用プール建屋廃液移送系の一部の記載の追加に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、発生する放射性固体廃棄物について十分な保管容量が確保されること、適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること等を確認。 ○平成31年4月8日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
183			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年4月24日付け（平成30年11月6日付け、平成31年2月5日付け及び平成31年4月1日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、メガフロート津波等リスク低減対策工事に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工事による港湾内底部に堆積している放射性物質の拡散の影響についてモニタリングによる確認を行うこと、メガフロートについては腐食防止対策を実施し、工事後も定期的な点検を行うこと等を確認。 ○平成31年4月12日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
184			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成31年2月28日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、1号機廃棄物処理建屋最下階の残水箇所における滞留水の管理に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号機廃棄物処理建屋において、高線量環境により排水が困難な箇所を「床面以下に貯留する残水」として管理すること、対象となるエリアの漏えいリスクが低いことを確認。 ○平成31年4月12日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
185			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年6月14日付け（平成31年4月16日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子炉格納容器ガス管理設備及び所内電源系統の運転上の制限の満足の判断に係る記載の変更等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、当該変更は運転上の制限の逸脱の判断基準の明確化、業務所掌の移管による変更等を目的としたものであり、保安活動に影響を与えるおそれはないことを確認。 ○令和元年5月22日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
186		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）	特定原子力施設に係る実施計画（IV特定核燃料物質の防護）の変更認可に関する意見の聴取について（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所）	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画（IV特定核燃料物質の防護）の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

187		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○平成31年2月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
188		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○平成31年3月27日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、 特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護) の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
189		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○平成31年3月27日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(IV特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年6月20日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
190	東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中低濃度タンク多核種処理水貯槽(G6エリア38基)等に係る一部使用承認について	○平成31年3月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所のうち汚染水処理設備等中低濃度タンク多核種処理水貯槽(G6エリア38基)等に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○平成31年4月24日に承認。	専門検査部門

2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
191	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射線障害防止法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について(岡山理科大学今治キャンパス)	○平成31年3月26日付けで、学校法人加計学園から、岡山理科大学今治キャンパスの放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月14日に許可。	放射線規制部門
192			放射線発生装置の使用許可申請について(熊本市立熊本市市民病院)	○平成31年4月12日付けで、熊本市から、熊本市立熊本市市民病院の放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月14日に許可。	放射線規制部門
193		放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	許可使用に係る変更許可申請について(東京労災病院)	○平成31年3月22日付けで、独立行政法人労働者健康安全機構から、東京労災病院の放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用の変更にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○平成31年4月4日に許可。	放射線規制部門
194		許可使用に係る変更許可申請について(愛知県がんセンター)	○平成31年3月19日付けで、愛知県から、愛知県がんセンターの放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○平成31年4月5日に許可。	放射線規制部門	
195		許可使用に係る変更許可申請について(名古屋市立東部医療センター)	○平成31年3月28日付けで、名古屋市から名古屋市立東部医療センターの放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月29日に許可。	放射線規制部門	
196		許可使用に係る変更許可申請について(手稲溪仁会病院)	○平成31年4月25日付けで、医療法人漢仁会から、手稲溪仁会病院の放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用の変更にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月29日に許可。	放射線規制部門	
197		許可使用に係る変更許可申請について(新潟県厚生農業協同組合連合会から長岡中央総合病院)	○令和元年5月8日付けで、新潟県厚生農業協同組合連合会から長岡中央総合病院の放射性同位元素等の許可使用に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月29日に許可。	放射線規制部門	

198			許可使用者に係る変更許可申請について(公立大学法人横浜市立大学附属病院)	○令和元年5月16日付けで、公立大学法人横浜市立大学から横浜市立大学附属病院の放射性同位元素等の許可使用者に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、密封されていない放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年5月29日に許可。	放射線規制部門
199			許可使用者に係る変更許可申請について(独立行政法人国立病院機構東京医療センター)	○令和元年5月30日付けで、独立行政法人国立病院機構から東京医療センターの放射性同位元素等の許可使用者に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年6月19日に許可。	放射線規制部門
200			許可使用者に係る変更許可申請について(さいたま市立病院)	○令和元年6月7日付けで、さいたま市からさいたま市立病院の放射性同位元素等の許可使用者に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年6月21日に許可。	放射線規制部門
201			許可使用者に係る変更許可申請について(昭和大学病院)	○令和元年6月7日付けで、学校法人昭和大学から昭和大学病院の放射性同位元素等の許可使用者に係る変更許可の申請あり。 ○審査の結果、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年6月25日に許可。	放射線規制部門
202	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	許可使用者である法人の合併に係る認可申請について(勝田病院)	○令和元年5月30日付けで、医療法人社団浦川会から、吸収合併により勝田病院に係る許可使用者の地位を医療法人社団愛友会へ承継することに伴う認可の申請あり。 ○審査の結果、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年6月25日に認可。	放射線規制部門